

審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和4年度 第2回 甲州市国土利用計画策定審議会
開催日時	令和4年11月7日(月) 午前9時00分から午前10時30分
開催場所	甲州市役所本庁舎1階 国際交流市民交流センター
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1次計画の目標と現況の比較について 2 利用区分ごとの市土利用の推移と第2次計画の目標案について 3 第2次計画の骨子(案)について 4 その他
出席委員	雨宮昭一副会長、雨宮正明委員、荻原雄司委員、金井達志委員、 坂本覚委員、古屋公男委員、武藤慎一会長 <div style="text-align: right;">(五十音順)</div>
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙のとおり
事務局に係る事項	出席者 政策秘書課4名(前田政策秘書課長、新田リーダー、窪川、水上) 公益財団法人 山梨総合研究所1名(廣瀬)
その他	

令和4年度 第2回 甲州市国土利用計画策定審議会

日時 令和4年11月7日（月） 午前9時00分から午前10時30分

場所 甲州市役所本庁舎1階 国際交流市民交流センター

出席 雨宮昭一副会長、雨宮正明委員、荻原雄司委員、金井達志委員、
坂本覚委員、古屋公男委員、武藤慎一会長（五十音順）

欠席 なし

内容	次第に基づき以下の通り進められた。
1 開会	○事務局（新田L） それでは皆さんお揃いですので、第2回甲州市国土利用計画策定審議会を始めさせていただきます。お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。 それでは、お手元の次第により、進めさせていただきます。 まず、次第の2「会長あいさつ」となります。武藤会長、よろしくお願いいたします。
2 会長あいさつ	○武藤会長 皆さんおはようございます。少し寒くなってきました。本日は、第2回甲州市国土利用計画策定審議会に参加していただき、ありがとうございます。 本日は、第2次計画の骨子案を示していただくという中で、世界農業遺産認定の関係も踏まえまして、第1次計画の現状・結果の説明の後、第2次計画案にどのように反映させていくかを、世界農業遺産認定をきっかけとして、よりよい市土の利用計画の策定に繋げていきたいと考えておりますので、本日もご協力をお願いいたします。
	○事務局（新田L） ありがとうございました。 それでは、次第の3「議事」に移らせていただきます。 甲州市附属機関の設置に関する条例により、会議の議長につきましては、会長にお願いすることとなっております。 それでは、武藤会長、よろしく申し上げます。
3 議事	○武藤会長

<p>(1) 第1次計画の目標と現況の比較について【資料1参照】</p> <p>(2) 利用区分ごとの市土利用の推移と第2次計画の目標案について【資料2参照】</p> <p>(3) 第2次計画の骨子(案)について【資料3参照】</p>	<p>それでは、議事を進めて参ります。本日、議題については、「(1) 第1次計画の目標と現況の比較について【資料1参照】」「利用区分ごとの市土利用の推移と第2次計画の目標案について【資料2参照】」「(3) 第2次計画の骨子(案)について【資料3参照】」3つに分かれています。一括して事務局から説明をした後、質問・ご意見を伺うかたちとさせていただきます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局(水上)</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>まず、資料1をご覧ください。こちらが、第1次計画の目標と現況の比較になります。</p> <p>表で示した部分が、第1次計画の目標に対して、実際にどのような数値で土地の面積が動いたかをまとめてあります。黄色いマーカーがしてある、面積の増減が大きい部分のみ説明させていただきます。まず、1の農地を見ていただき、第1次計画の基準値である平成22年の面積が2,100haであり、中間年度である平成29年の実際値が2,020ha、中間目標の2,088haに対し、68ha減となっています。また、最終目標が令和4年の2,080haであり、把握できる最新の令和3年度の実際値が1,980haであり、最終目標に対して、100ha減となっています。100ha減をした要因につきましては、予想を大きく上回る耕作放棄地や住宅地への転換の増加などから最終目標値(R4)は、実際値(R3)より100ha減少していると捉えています。</p> <p>次に、5の道路については、第1次計画の基準値が、505haであり、中間目標の521haに対して、8haの増、最終目標の525haに対しては、9haの増となっております。</p> <p>住宅地については、第1次計画の基準値が、586haであり、中間目標の586haに対して、8haの増、最終目標の589haに対しては、9haの増となっております。</p> <p>工業用地については、第1次計画の基準値が、22haであり、中間目標の22haに対して、7haの増、最終目標の24haに対しては、6haの増となっております。</p> <p>道路・住宅居・工業用地の増加の要因としては、農地からの転換などの増加により、最終目標値(R4)は、実際値(R3)より、それぞれ6~9ha増加していると捉えています。</p> <p>その他については、第1次計画の基準値が、1,318haであり、中</p>
---	---

間目標の 1,300ha に対して、108ha の増、最終目標の 1,300ha に対しては、167ha の増となっております。その他が増加している要因としては、耕作放棄地や太陽光発電施設の増加などから最終目標値 (R4) は、実際値 (R3) より 167ha 増加していると捉えています。

全体の土地利用として、今後も農地の荒廃や宅地への転換が進み、農地の減少が見込まれると現状を捉えています。

以上が、第 1 次計画と実際値を踏まえた土地利用の状況となっております。議事の (1) の説明とさせていただきます。

次に、資料 2 に基づき、利用区分ごとの市土利用の推移と第 2 次計画の目標案についての説明をさせていただきます。

資料 2 の 1 ページから 2 ページの中段までは、土地利用区分の定義と把握方法となっておりますので、説明はしませんがお時間のある時にご覧ください。2 ページの 2. 人口の推計については、令和 2 年度の数値につきましては、国勢調査による実際の人口の数値を記載しています。今後の推計は、中間目標年次の令和 9 年、最終目標年次の令和 14 年に数値を入れましたが、この数値は、甲州市公共施設等総合管理計画の直近の令和 4 年度に改定した際に行った将来人口推計値データを引用した人口の数値になっており、人口については、徐々に減少していくという推計になっています。

次に 3 ページをご覧ください。

3. 利用区分ごとの市土利用の推移と目標については、どのような土地の動きをしていくかという、第 2 次計画の目標値を定めさせていただいた案になります。こちらにも、黄色いマーカーがしてある、面積の増減が大きいと見込んでいる部分のみの説明とさせていただきます。

まず、農地については、令和 2 年の基準値が、1,990ha であり、令和 9 年の中間目標を 1,973ha、令和 14 年の最終目標を 1,959ha とし、最終的には、31ha 減っていくような目標としています。目標設定の考え方としては、農地経営の安定及び生産性の向上が図られるよう、集团的農用地を中心に優良農地を確保していきますが、一方で、宅地や道路等への転換も見込まれることから、令和 14 年には 31ha 減少と決めました。

次に、道路については、令和 2 年の基準値が、533ha であり、令和 9 年の中間目標を 542ha、令和 14 年の最終目標を 550ha とし、最終的には、17ha 増えていくような目標としています。目標設定の考え方としては、市土の有効利用及び良好な生活、産業基盤の整備を

促進するため、「甲州市中長期道路網計画」や「甲州市森林整備計画」等に基づき、必要な用地の確保を図るため、農地・森林・宅地・その他からの転換を見込み、令和14年には17ha増加と決めました。

次に、住宅地については、令和2年の基準値が、597haであり、令和9年の中間目標を605ha、令和14年の最終目標を611haとし、最終的には、14ha増えていくような目標としています。目標設定の考え方としては、今後も世帯数の増加が見込まれ、市の活性化や広域的な需要動向に対応して、良好な住環境を備えた優良宅地を確保していくため、農地等からの転換及び既存の業務用地の住宅地化を見込み、令和14年には、14ha増加と決めました。

最後に、その他については、令和2年の基準値が、1,454haであり、令和9年の中間目標を1,480ha、令和14年の最終目標を1,496haとし、最終的には、42ha増えていくような目標としています。目標設定の考え方としては、耕作放棄地の増加見込み等を加味して、令和14年には42ha増加と決めました。

こちらが土地利用の面積の目標になるわけですが、4. 県計画と市計画における土地利用の目標の部分で県と甲州市の土地利用の目標値に対する構成比等を比較しています。表の左側が県の目標値になっており、県の現在の計画は、平成26年を基準値としており、最終目標を令和8年としております。それぞれ黄色いマーカーをしたが、土地の構成比の比較になりますが、県の土地の構成比は、農地で5.0%、道路で2.9%、住宅地で2.8%、その他の住宅で1.2%であり、右側の甲州市の土地の構成比である、農地で7.5%、道路で2.1%、住宅地で2.3%、その他の住宅で0.5%となっており、一概に県の全体と比較することは、それぞれの市町村の性質等もあるので、単純には比較はできないが、国土利用計画は県の計画に即して作成する計画のため、設定した目標値が明らかにおかしくないかということで、県の目標値と比較しても構成比は近い値になっており、妥当な数値ではないかと事務局は考えております。

次に、4ページの5. 利用区分ごとの規模の目標の考え方は、先程の説明でも触れましたが、利用区分ごとの目標設定の考え方を記載させていただいております。

5ページ以降は、利用区分別に直近5年間の実際の土地の面積の推移を載せていますので、参考にご覧になっていただければと思います。

以上で議事の(2) 利用区分ごとの市土地利用の推移と第2次計画

の目標案についての説明とさせていただきます。

次に、「資料3」の第2次国土利用計画（甲州市計画）骨子（案）の説明をさせていただきます。「資料3」の説明の際に、第1回審議会で配布した「資料6-1 現行の国土利用計画」を一緒に見て頂けたらと思います。お手元に無い方がいましたら配布をさせていただきます。

それでは、資料3の説明をします。こちらは、骨子案ですので、現行の計画の各章立てのタイトルになるような部分を記載しております。細かい本文の素案については、次回お示ししますので、本日は計画策定の方向性の確認を頂ければと思います。骨子案の下線が引いてある部分が現行の計画からの主な変更点になります。全ての説明は時間の関係もありますので、重要な点、変更点を中心に説明をさせていただきます。

まず、はじめに、計画の位置づけとしましては、甲州市の区域における国土の利用に関する基本的事項を定めた計画で、市土の利用に関する行政上の指針となるものとさせていただきます。

計画期間は前回の審議会で確認した通りで、基準年次を令和2年、中間年次を令和9年、目標年次を令和14年とさせていただきます。

次に、第1章市土の利用に関する基本構想の1市土の特性と土地利用の動向については、豊かな自然と恵まれた気候・風土を生かした、ぶどう、もも、すもも、さくらんぼなどの果樹栽培を中心とした果樹産地となっていることと、近年の土地利用の推移をみると、交通網の整備や宅地化の進展などにより、土地利用の転換が進み、道路や住宅地などの都市的土地利用は、増加傾向を示していますが、農地や森林などの自然的土地利用は減少傾向を示しており、特に本市の基幹産業の根幹である農地の減少が続いている内容を記載します。

次に、2土地利用をめぐる基本的条件の変化につきましては、7つの項目を設けています。新たな項目として、[③自然共生]気候変動による自然環境の悪化や自然と調和・共生の重要性が高まっていますという記載を追加し、⑥[災害]全国的に地震や豪雨・豪雪等の自然災害が多発していますという部分は前回の審議会でも防災面の対応に関する意見が出ておりましたので、記載をより具体的にして、防災対策の重要性を厚くしていく予定です。

次に、2ページ目の3計画期間における課題として、①[暮らしやすさ]の中に、現在の人口減少の傾向を明確に捉えるために、人口減

少に対応しながら都市機能の集約・連携を図り、暮らしやすい環境を整えることが必要という記載に変更することを予定しています。また、⑤[防災・減災]の項目は、大規模災害に備えた強靱なまちづくりという表現に変更する予定です。

次に4市土利用の基本方針については、基本理念は現行と同じ内容で、基本方針についても言葉の言い回しの変更のみで大きな内容の変更はしない予定です。

次に、5利用区分別の市土利用の基本方向の(1)の農地については、項目の変更はしない予定ですが、前回の審議会で、世界農業遺産の内容の意見もありましたので、本文の素案を作成する際は、世界農業遺産に認定され、農地保全を推進していく内容を入れる予定です。他の項目は大きな変更の予定はありません。

次に、4ページをご覧ください。第2章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要の1市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、資料2をもとに説明した内容になります。2地域区分は、最新の都市計画マスタープランに基づき、市街地エリア、果樹園居住エリア、里山果樹園エリア、森林里山エリアの4地域とし、5ページ以降にエリアごとの地域特性と土地利用方針が定めてあります。

5ページをご覧ください。3地域特性及び地域区分ごとの土地利用の方針の(1)市街地エリアでは、コンパクトなまちづくりについて記載し、適正な土地利用の誘導を図る内容の記載としています。

(2)果樹園居住エリアは、農地と共存する集落地域や住宅地については、果樹園の保全を基本とする果樹園居住地域とし、農業環境、自然環境と共生していくことと、農地については、農業振興地域整備計画の適正な運用等により、農業生産基盤の一層の充実や、優良農地の保全・活用、遊休・荒廃の防止に努め、生産性の高い農業生産地として長期的な活用を図るとともに、市の特色の一つである果樹園景観の保全に努める内容の記載にしています。

6ページの(3)里山果樹園エリアは、果樹園と住宅、さらには、歴史・文化資産も混在するエリアでもあることから、土地利用のコントロール及び自然災害等の対策を図る内容の記載にしています。また、耕作放棄地については、里山の荒廃を招くため、地域農業者や民間企業と連携した耕作者の募集等を図ることを記載しています。

次に7ページをご覧ください。(4) 森林里山エリアは、本市の骨格となる森林については、市土の保全や水源の涵養、環境保全等の森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策に努める内容の記載にしています。以上が第2章の内容になっております。

次に7ページの第3章 第1及び第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要ですが、9つの項目がありますが、1～3までは現計画から大きな変更ありません。

4 市土の保全と安全性の確保は、前回の審議会での意見も踏まえて、災害に対する脆弱性の評価を踏まえて策定した甲州市国土強靱化地域計画に基づき、災害発生時の被害を防止・低減するための防災施設や避難場所の整備、オープンスペースの確保、ライフライン機能の強化を図りますとしており、国の計画策定の指針でも国土強靱化地域計画を十分に踏まえる必要があるとされていますので、このような記載を加えさせていただきました。2つ目の部分で、関係機関と連携し、土砂災害（土石流・がけ崩れ・地すべり）や治山・治水対策、農地防災事業の推進、河川や用排水路の適切管理・整備等を図りますとし、前回の審議会でも土砂災害への対策が重要であるとの意見もありましたので、より具体的な記載とし、厚みを持たせました。

次に8ページの5 環境の保全と美しい市土の形成は、甲武信ユネスコエコパークに選定されたエリアについては、生物多様性の保全や自然との調和による持続可能な発展を推進するとし、新たに選定された内容も盛り込んでいます。

次に、6 土地利用の転換の適正化の(1) 農地の利用転換では、農地は、市の重要な産業の生産基盤であり、自然・景観資源や観光資源であることから、一団の優良農地等を中心に、現状の土地利用の維持・保全に努めますとさせていただいておりますが、細かい取り組みは個別計画で定め、実際に事業として進めていくものになります。

7 土地の有効利用の促進は、大きな変更はありません。

10 ページの8 市土に関する情報の普及・啓発と協働のまちづくりの推進は、市民・事業者・行政などとの協働により、都市計画マスタープランや景観形成計画、農業振興地域整備計画など、市土利用に関する個別計画の実施・検証の仕組みを活かし、具体的な土地施策

の実現を推進していきますとある通り、個別計画をもとに事業を実施していきます。

9指標の活用（計画の推進）の内容は大きな変更はありません。以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

○武藤会長

ご説明ありがとうございました。

少しボリュームが多くなってしまいましたが、本日は資料3でご説明いただいた、第2次計画の骨子案について最終的に議論いただければと思っております。

まず、資料1の部分で、第1次計画の目標と現況を比較し、達成しているのか、乖離があるのか等の話があり、その内容等も踏まえて資料2、骨子案を示していただいているような状況かと思えます。まずは、数値等の確認という点で、ご質問等ございましたら、資料1、資料2のあたりで何かありますか。

○坂本委員

資料2の2ページの人口推計の就業人口の第1次産業の人数と5ページの(1)農地の農業就業人口の数値が違いすぎる。2ページの第1次産業の人口は令和2年に3,615人で、酪農や漁業、畜産、林業等に携わる方も若干いるかと思えますが、ほぼ農業人口かと思えます。5ページを見ると農業就業人口が令和2年で、5,825人であり、どのような根拠で計算をしているのか。国土利用計画になると、土地があつて人があつての計画になると思うので、算定の人口は重要である。

○山梨総研：廣瀬

おっしゃる通りで、数字が合わないのは、2ページの第1次産業は兼業を含まないという定義になっています。5ページの農業就業人口は兼業を含む、営農に係る方が全て含まれている数字のため、数字が多くなっています。

○坂本委員

国土計画の利用に関しては、5ページの「6.利用区分別面積及び関係指標の推移・目標」に記載のある人口をもとに考えているということが良いか。

○山梨総研：廣瀬

農地については、5 ページの農業センサスの人口をもとに考えているが、実際の面積については、人口ではなく、今までの土地利用の推移を見ながら算出をしております。

○坂本委員

5 ページの農業就業人口の推移で、令和 2 年、令和 9 年、令和 14 年とあり、それぞれ約 1,000 人ずつ減る将来見込みとしているが、人口の減少から比べると、ここで収まるのか。総人口は、令和 2 年で 29,237 人、令和 9 年で 27,570 人、令和 14 年で 25,120 人となっており、約 2,000 人ずつ減少していく見込みで、その中で農業が半分で減っていきますということだと思うが、その辺りの考え方はどういう考えかたか。

○事務局（水上）

農業就業人口については、総人口の減少ペースより少ない人数になっていますが、この計画の中で、農地の保全を図っていくという中で、目標値であるので、現実より少し高めの設定になっており、人数の推移を正確に計ることはできませんので、おおよそ 1,000 人ずつという数字を入れさせていただいているのが現状です。

○武藤会長

農業就業人口は、別途の推計値を使っているということ。まずは、農業就業人口数の減少を抑えるということも、甲州市の計画に担い手の育成などの記載で入っていて、それも踏まえて最終的に何もしなければもっと減少するところを農業就業人口数の減少を抑えるというところで目標を掲げているということ。

○山梨総研：廣瀬

補足で、このまま何もしないで平均的に推移した場合、令和 14 年で、農業就業人口数は、約 1,950 人になる推計となるが、甲州市で施策を行い、減少を緩やかにしていくという中で、総人口の減少との差があると理解していただければと思います。

○坂本委員

今言われた、約1,950人という数字が、何もしなければ出るとすると新規就農者の育成のようなことをかなりやるということを前提にこの数字を出しているという話になってきます。

○武藤会長

その点、いかがでしょうか。

○坂本委員

推計を2倍にするということは、かなり施策をすることになると思う。

○事務局（新田L）

もちろん本市の基幹産業の農業ですから、最優先事項であると考えております。先ほども担当から言いましたけれども、様々な個別計画や様々な事業がありますが、そういったものが全てこういった減少率を緩和させるために、重点的に取り組んでいきますので、確かに高い目標値ではあるかもしれないですけども、高いところ目指して基幹産業を守っていきたいという姿勢の表れでもあります。

○坂本委員

その考えは非常に賛同しますが、そういう意図があるとする、現実には厳しいというところと、あらゆる施策をしないとこれくらいの人口減に収まりませんという話をどこかに入れておいた方がいいのかと思う。

○事務局（新田L）

資料3の骨子案で、1ページのところで先ほど担当の方でも読ませていただいたところの、第1章市土の利用に関する基本構想の市土の特性と土地利用の動向の中で、農地の減少が続いているという現実の部分でここですっきりと受け止める記述からこの計画もスタートさせていただき、そのような現状があるが、このようなことをしていきたいという作りになっているため、現状の部分は、それはそれでしっかりと認識して、現状の厳しさについても記載ができればと思っています。

○武藤会長

この後、実際の国土利用計画の本文作成の際には、そのあたりも注意いただきながら記載いただければと思う。

○坂本委員

ちょっと違う内容になるが、耕作放棄地があり、私の住んでいる里の方でも耕作放棄地が増えていて、果樹畑を1年耕作放棄すると、藪のような状態になってしまう。そこは、お金や人員を投入しないと、元の農地には復旧できない状態になってしまう。その耕作放棄地の定義というか、市の方でこの国土利用計画も含めてですが、どの時点で耕作放棄地として認識し、それを面積として算入していくのか。例えば、いろいろな補助金等を私も探したが、無い。定義がはっきりしていないと手もつけられないということになるので、どの時点で耕作放棄地と判断するかについて、市の方ではどのように考えているかということをお聞きしたい。

○雨宮(正)委員

それは、毎年、農業委員会でも調査をしていると思う。耕作放棄地として、この程度のものは、もう手をつけられないとか等の判断はどのような感じか。

○雨宮(昭)副会長

今の耕作放棄地についてのご説明ですが、毎年、各農業委員さんが自分たちの地域ごとに農業利用調査というのをやっております。それは、市の指針で、このくらいまでは工作をしているとみなす、このくらいですと耕作放棄地等の基準でそれを色分けしている。先日も農業会議のときに発言をしたが、桃の木やすももの木につる草がはっているより、かえって木が植えてなくて、ススキや雑木等が生えている方が、農地に戻すのにかえってお金がかかる。桃の木等につる草がはっている方がつる草だけ切れば、日が当たらないために地面が結構しっかりしており、木を切れば農地へ戻ります。話はまた元に戻しますけども、毎年、耕作面積がどれだけで、耕作放棄地がどれだけという調査はやっております。

○雨宮(正)委員

それに対して、例えば、手をつけないとどうにもならないようなところを利用する場合に補助が出るなど、そういったことはあるの

か。

○雨宮(昭)副会長

それは市の方で、山に近い耕作放棄地はともかく、普通の耕作放棄地であれば、機械を入れて畑を耕せるようにする補助金が出ています。全額では無くても重機を借りる費用だとか、総額全てということではなくて、重機の賃借料の一部等の費用は出ています。

○荻原委員

耕作放棄地は、結局、跡取りが居ないということが放棄する原因になっている。それを逆に山梨市等でやっている、法人化している農業の人たちに貸し付けるような施策も入れておけば放棄地が無くなる。重機を借りてというのも、誰がやるかということ。農業をやる人ということですよ。

○雨宮(昭)副会長

そうです。新規就農者が借りるにしても、農業法人の人たちが借りるにしても、重機を入れてやらないと耕作できる農地に戻らない。なぜ、耕作放棄地が増えるかという、跡取りがいないとか、耕作していた人が亡くなってしまったとか、そういうような関係でやむを得ず耕作放棄地になっていくのが一番の理由です。

○荻原委員

前回の会議でも話しをしたが、最近では地元の人以外が畑をやっているという話は聞きます。県外から来て農業をやっている人もいますので、そういうことにも力を入れていくのも一つの方法だと思います。

○雨宮(昭)副会長

甲州市でも新規就農者に対する支援や、あらゆる補助の施策をやっています。ただ、なかなかそれに飛びついてくれる人が少ないだけであって体制は整えてやっています。

○坂本委員

であれば、耕作放棄地は、農業委員で行っている調査で、耕作放棄地の計上があった時点で耕作放棄地と市の方で認めるという考

えで良いのでしょうか。

○雨宮(昭)副会長

毎年調査を行っているので、その時点での状況で前年の耕作放棄地の面積から増減がある。

○武藤会長

直近の土地利用の実績値で、その他が増えているのは、耕作放棄地もその他の中に含まれているとのことなので、やはり耕作放棄地が増加しているというのは確かで、その対策については個別計画できちんと対策を練っていただき、農地の減少を押しとどめていくということだと思います。

○坂本委員

太陽光発電に関して市の方でどのくらい把握しているのか。全てを把握しているのであればいいのですが。実際、勝沼の柏尾山の裏手には、かなり急傾斜地に太陽光発電施設が設けられていて、たまたま下に人家は無いが、表土が流出する恐れがあるのではと思う。太陽光発電に関しては、どのくらい市で把握をしているのか。今、耕作放棄地については、農業委員会から上がってくるということで、それで結構ですが、太陽光発電はいかがでしょうか。

○事務局（水上）

今分かる範囲では、景観条例で 300 m²以上は届け出が必要になっていたはずだが、現在の届出面積や小さい設備については、どのような把握状況かは、今は資料が無いので分からない。

○坂本委員

私も小電力の太陽光を屋根に乗せていますが、それに関しては固定資産税を払えということで、市から毎年末調査が来て、それに基づいて申告をしています。税制面では把握しているのに、小規模のものに関しては把握してないのはどうなのか。

○事務局（水上）

小規模のものを把握していないということではなくで、今答えられる情報の中で、必ず届出があるものをお話させていただき、税の

方でも、おそらく償却資産の関係で申請を出していただいていると思いますので、どのように把握しているか等は、今は分からなくて申し訳ありませんが、調べておきます。

○坂本委員

住宅に乗っている部分に関しては、もう土地の利用が決まっています、問題はないと思いますが、今流行っているのは例えば果樹園の上に太陽光を乗せることもやっていますし、それが小規模である場合に、何の把握もなくできてしまうのか、おそらく、農業委員会には出すのであろうと思いますが、そういうことも出てくるのかと思いました。

○雨宮(昭)副会長

農地の上に太陽光をやる場合は、農地の上に勝手に工作物を作るわけにはいきませんので、市役所へ届け出をして、農地転用してやることになります。もう一つのやり方は、農業をしながら太陽光をできるという方策もあります。例えば地上から 2mのところへ太陽光をやって、太陽光の幅を少しずつ開けて、下に日が当たるようにして、野菜や葡萄等を作りながら太陽光もやるという場合は、農地で通るやり方であり、10年に1度の審査が入ります。完全に農地にまんべんなく太陽光をやる場合は、転用しないとできませんから、事前に市役所へ届け出をして、農業委員会にかける仕組みになっています。建物の屋根の上とは違い、農地の場合はそういうことで、しっかりした業者が責任を持って毎年きちっと管理していくことと、あらゆる県の条例に適合していないと農業委員会でも認可はしません。

○武藤会長

農地の場合は面積の要件はありますか。

○雨宮(昭)副会長

農地の場合は、面積は関係無いです。今、甲州市でやっている太陽光は、ほとんどは、農地を転用して全面を太陽光にする場合が多いです。

○荻原委員

農地が結構山林に入っている。そういったものも全て届け出がしてあるということだと思うが、例えば、大菩薩にもあるが、そういったものは把握しているということではないか。

○雨宮(昭)副会長

届け出をしないとできない。

○事務局(新田L)

国土利用計画の範囲で考えると、実際の対応は個別計画で定める中で、国土利用計画は土地利用の大体の方向性を大きく捉えて示す計画でありますので、確かに太陽光の問題は、環境面、防災面、景観面等の話にもなってくる。そういったものについて、国土利用計画の中でも、その内容をカバーするような記述を入れることで、その国土利用計画を見て、さらに個別計画の方でそれを詳しく広げていく計画の役割分担がありますので、国土利用計画の中では今言ったような問題意識をどこかの記述で触れさせていただきたいと思っています。

○雨宮(正)委員

農地や森林がどんどん減ってきて、宅地や道路等が増えているわけですが、それに伴って人口が増えてくる傾向があんまり見られないようですけど。それは、どういうところが原因ですか。人口は、どんどん減っており、宅地が増えてくれば人口もそれなりに増えていってもいいのかと思います。

○事務局(水上)

資料2の2ページの人口の推計にもありますが、令和2年以降も人口は減っていく見込みですが、世帯数については、ほぼ同じくらいの数字の推移を見込んでおり、子世帯が農地を宅地にして家を建てる等、1世帯あたりの人口は減少している中で、農地が宅地になっている傾向が見られるので、宅地が増えたから人口がすぐに増えるということには連動していない。

○雨宮(正)委員

核家族もわかるが、世帯数はほぼ横ばいでも人口は増えないか。

	<p>○事務局（水上） 1世帯あたりの人口は減少していることもありますし、家を建てるのに、今ある宅地に建て替える方法や農地を転用する等、いくつか方法はありますが、そこら辺も加味して目標を設定しています。</p> <p>○武藤会長 やはり、1世帯あたりの人口が減少していくということだと思います。</p> <p>○荻原委員 核家族化して、世帯数や宅地の増加と人口は完全に比例していかないということですね。</p> <p>○雨宮(正)委員 宅地以外の商業施設や工業施設の利用は少ないのか。</p> <p>○武藤会長 そうですね。それは、宅地の中のその他の宅地を見ていただくと減少しています。</p> <p>○雨宮(正)委員 土地の利用もだが、人口も増えていかないと、それを利用する人がどんどん減ってしまう。</p> <p>○武藤会長 そうですね。やはり人口減を抑えることも必要である。</p> <p>○雨宮(正)委員 基本的にはそうだと思います。人口が居なくなれば、土地の利用もできなくなる。</p> <p>○雨宮(昭)副会長 農業委員会をやるようになってから、何人かから聞いた話ですが、結局、スマート農業といって、桃・葡萄・すもも・さくらんぼ等を作る業界があるが、お米の場合は、お田植えも刈る機械も衛星を利用して人が乗らなくて稲を刈ったり、お田植えをするように、</p>
--	--

機械化がものすごく進んでおり、他にも、例えばサツマイモやジャガイモは植え付けから収穫まで全部機械でできる。それが、甲州市は世界農業遺産になったが、スマート農業が一番遅れているのが果樹業界だそうです。それを農機具メーカーに言っても、果樹農業を楽にする機械化はとても難しいそうです。下草を刈るとか、トラクターで耕す等は米農家も果樹農家も同じですが、特に果樹農業はスマート農業が一番遅れて、できていない。そうしたことも踏まえ、跡取りが会社勤めの場合、農作業を一緒にやるのが大変なため、結婚を機に甲府や石和に行ってしまうという話を聞く。

○武藤会長

そこは大きな課題だと思います。私は大学に居て、そういうことの研究も山梨大学でされている先生もおられるかと思います。しかし、どうしても米などを専門的にスマート農業をされていると思うので、なかなか果樹農業の方まで手が届いていないということは、研究者としての反省事項かと思います。やはり、そういうことをいろいろと議論していただければ、その中でこういう技術が果樹農業の方も使えるのではないかなど、そこら辺をぜひとも市を含めて考えられていければ改善していくのではないかと思います。

○雨宮(昭)副会長

農業は、体を使う頻度が多すぎる。人口が減っていくのは、当然子供が生まれず、亡くなる方もいて、自然減もありますが、結婚を機に居住地を変える社会減もある。

○武藤会長

その辺は、個別計画の部分になると思いますが、人口減少等はすごく全体に関わってくる問題かと思いますので、ご指摘ありがとうございます。

他にいかがでしょうか？

特に、資料3の今の目標値を踏まえて、文書化していただいている表現の部分で気になるところ等を含めてご意見をいただければと思います。

○古屋委員

先程も太陽光等の問題のお話が出ましたが、7ページから8ペー

ジにかけて、市土の保全と安全性の確保の記載があり、その中で方向性を示しているのもので、これによろしいのではないかと思います。いろいろとありますが、土砂災害や農地防災事業の推進を図るなど、こういった点で方向性を示しているのもので、いいのではないかと思います。あくまで国土利用計画ですから大きな観点から方向性を示すということで、個々の問題についてはそれぞれの担当部署等でこれをもとに協議していただくような計画だと思いますので、よろしくお願いします。

○武藤会長

ありがとうございます。

○坂本委員

資料3の4ページからエリアごとの解説が載っているが、これは前にいただいた全計画から変えるということか。

○事務局（水上）

そちらの図は、都市計画マスタープランにある最新の図を引用させていただいており、1次計画は1つ前の都市計画マスタープランの図を使わせていただいていたので、現状を加味するためにも最新のものに変更をさせていただきました。

○武藤会長

変更になった理由はあるのか。

○事務局（水上）

都市計画マスタープランは、平成22年に策定したものであり、10年経過した際に都市計画マスタープランの改定があったため、現状にあった最新のデータを引用しました。

○武藤会長

森林里山エリアと里山果樹園エリアが変わったのですかね。

○事務局（水上）

里山果樹園エリアをより現状に近い形で示させていただいております。

○武藤会長

ですから、里山果樹園エリアのあたりの土地利用計画の表現がよ
ろしいかどうかなど、いかがでしょうか。

○坂本委員

新しい図の青い線は何を表わしているか。

○武藤会長

都市計画区域です。

○荻原委員

こうやってみると結構山の中まで都市計画区域に入っている。

○坂本委員

私が気になるのは、1次計画の中に森林自然エリアがあり、2次計
画では、森林里山エリアと名称が変わっているが、このエリアはほ
とんど県有林・都有林あたりで、一般の人があまりかかわらないと
ころなのかと思う。柳沢峠を越えてからは、ほとんど都有林ですか
ら、これが里山になるのかということもある。森林里山エリアにす
るのであれば、土地利用方針のところに「関係団体と協議し」のよ
うなことで東京都を案に入れておいた方が良いと思う。その辺の考
えと、都有林に関して都市計画の中でどのように位置づけしていく
のか。

○武藤会長

そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（水上）

次回の素案を示す際に、どういった判断をしたかお示しさせてい
ただきます。それを見て、まだご意見があればお願いします。

○金井委員

私は等々力で農家をしています。エリアとして、果樹園住居エ
リアの定めがあるが、例えば御坂の下の方や春日居町、甲府の桜井
町などの、果樹園と住宅が混在している地域の同じような計画にど

のようなことが書いてあるのか興味がある。というのは、今、果樹園の中に住宅が入ってきていまして、例えば、朝6時前はエンジンをかけてはいけないとか、消毒をする時は必ず近隣に電話をしてから消毒してくれとか、すごく農業者に対して足かせがいっぱいかかってきているが、御坂や一宮や春日居では当たり前のようになっているようです。だから非常にそういうところで農業をやっている人たちは、どういうプランの中でやっているのか、他市町村のそういうことを見てみたいと思います。

○事務局（水上）

他市の計画を取得することは可能と思われませんが、国土利用計画の中で細かいそういった農業のルール作りの記載は無いと思います。大きな視点で農地を保全してきます等の記載はあると思いますので、個別計画で、何か情報がありましたら次回にお示しできると思いますのでよろしくお願いします。

○武藤会長

果樹園居住エリアをいかに守っていくかということは、非常に重要かと思しますので、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

○武藤会長

私からも先ほど宅地のところが増加していく時に空き家とかは、宅地に含まれるのか。

○事務局（水上）

含まれます。

○武藤会長

ですから、空き家のところの対策も必要かと思えます。そうすれば、過度に宅地が広がることもないでしょうし、空き家がそのまま宅地だけが広がって新たに農地を宅地転用するだとか、原野を宅地にするとか、そういうのがどんどん広がるだけになってしまうので、その辺りをもう少し考える必要があるのかと思ったことと、区分でいうその他が非常に増えていて、その部分を、なかなかできないですが、なかなか触れられていないのかという気がしまして、先

程、話があった農地から太陽光に転用されていくとそれでその他が増えていくというところは多分あると思うが、そういうところを何とか抑制していくような形で考えられているのか。その他のところに関する記述というのもあっていいのかと思った。耕作放棄地の抑制みたいなのところも含めて、具体的なところは事務局の方で検討していただければと思います。

○事務局（水上）

資料3の8ページの土地利用の転換の適正化の中にそれぞれ記載がありますが、農地のことであれば、(1)農地の利用転換の中に優良農地等を中心に、現状の土地利用の維持・保全に努めますとの記載もありますが、今頂いた意見をもとにアップグレードするような形で記載に加えられればカバーできるのではないかと思います。

○武藤会長

他にいかがでしょうか。

○雨宮(昭)副会長

今の太陽光の関連で、私は、県の農業会議へ行っているが、やはり大規模な業者が入っていて、それでも、県の決まりに適合すれば今のところは歯止め機能が無いようですね。だから、例えば甲州市でも高齢化しているお父さんが亡くなり、土地を管理するのにどうするとなった時、日当たりもいいから太陽光にするような、別に山を崩したりしないで、災害的にも別に問題はないだろうとなれば、普通にいけば作れちゃうらしいです。その辺が何かもう少し国の方でも何か制度のうまいアドバイスで釘を刺せるようなことがあれば、止められるが、今の段階だと、正規に作ってからちゃんと管理します。防災的にも崖を崩したり、山を切って作るわけではないのでいいですということになると、どうしても今のところでいくと許可になっていくような感じですね。

○武藤会長

難しい問題ですね。景観条例みたいところで、うまく対応できればいいですが。

○雨宮(昭)副会長

(4) その他	<p>何か強力な歯止めになる法的なものがあれば。</p> <p>○荻原委員 太陽光が悪いってことではない。太陽光も一つのエネルギーのためにやっていること。</p> <p>○武藤会長 そうですね。</p> <p>○雨宮(昭)副会長 そうだと思います。</p> <p>○武藤会長 ご意見ありがとうございます。 他にはありますでしょうか。よろしいでしょうか。 様々なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。 それでは、今ご協議いただいて内容を踏まえて、事務局にて素案の作成をしていただくということよろしいでしょうか。</p> <p>○全員 はい。</p> <p>○武藤会長 それでは、ありがとうございます。 議事の4番になります。その他でございます。皆様から何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>○雨宮(昭)副会長 先ほどから話にも出てはいましたが、甲州市としても人口を少しでも増やす、それから市民の楽しい生活、それから最終的には活力が増える甲州市になるためには、土地の区分の増減がありましたが、多少の増減は仕方がないように思う。やはり活力ある甲州市を作っていくためには多少はその辺はやむを得ないのかと感じています。先ほどから言っている高齢化の問題もあるし、法人化でもして、積極的に放棄地を解消するなど、口で言うのは簡単だけど難しい問題であると感じています。</p>
---------	--

4 閉会	<p>○武藤会長</p> <p>私も甲州市には期待をしているというか、やはり世界農業遺産に認定されたというのは非常に大きいかと思えます。あと、やはり農業というのは、食に繋がっていますので、食というところはやはり我々の生命の源でもありますのでそういう意味で甲州市の農業から我々が食という形の恩恵を受けているというところを考えながら、スマート農業という形で農業の負担を軽減できるという試みとともに農業から生み出されたものがさらに食に転換されて、人々を幸せにしていくというところもそのあたりをいろいろな形で連携をとりながら新たな食というところに対しての農業からの供給というところも協議する中で、力強い農業というものを作っていくことができればいいのかと思ったりしております。大学で私は、直接農業のことはできてないですが、生命環境学部が山梨大学にありますので、連携というところは非常に大学としてはそういうところに力を入れていかないといけないというのはやはり自覚しているところですので、ぜひとも引き続きよろしくお願いします。</p> <p>他に、その他の部分になりますが、何かございますか。</p> <p>事務局の方で何かありますか。</p> <p>○事務局（水上）</p> <p>本日は、たくさんのご意見をいただきましてありがとうございます。本日いただいた意見をもとに素案の作成をさせていただきますので、次回の日程はまだ決まっていますが、素案ができた段階で案内をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>○武藤会長</p> <p>それでは以上で議事を終了いたします。</p> <p>皆様のご協力大変ありがとうございました。</p> <p>○事務局（新田 L）</p> <p>武藤会長におかれましては、円滑な議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、有意義なご意見、ご発言をいただきありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第2回甲州市国土利用計画策定審議会を散会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
------	---

